

10月から肺炎球菌など 新たな予防接種を開始

広報はちまんたい9月18日号に掲載した、10月から始まった高齢者用肺炎球菌、水痘(水ぼうそう)の予防接種について、確定した内容をお知らせします。

▷高齢者用肺炎球菌

■対象者① 65歳の人。また、厚生労働省は、今年度から平成30年度までは経過措置をとるため、66歳以上の人接種できる機会を設けました。対象者は、下の表のとおりです。※今年度を過ぎると助成は受けられませんので、ご注意ください。

対象者①	今年度対象となる生年月日
65歳になる人	昭和24年4月2日～25年4月1日
70歳になる人	昭和19年4月2日～20年4月1日
75歳になる人	昭和14年4月2日～15年4月1日
80歳になる人	昭和9年4月2日～10年4月1日
85歳になる人	昭和4年4月2日～5年4月1日
90歳になる人	大正13年4月2日～14年4月1日
95歳になる人	大正8年4月2日～9年4月1日
100歳になる人	大正3年4月2日～4年4月1日
101歳以上の人	大正3年4月1日以前

■対象者② 60歳から64歳までの人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に、「自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害」や「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害」がある人

①、②の対象者ともに、過去に23価肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)を接種した人は対象外です。また、5年以内にこのワクチンを接種した人は、副反応が強くなる可能性が高いので、ご注意ください。

■接種回数 1回

■助成額 4,000円(接種委託医療機関には、差額分を自己負担でお支払いください)

■通知方法 ▷対象者① 10月2日の連絡員配布日に、世帯ごとに配布します。▷対象者② 市役所での申請が必要です(申請後に、予診票を交付します)。市役所来庁前に、健康福祉課にご連絡ください。

■接種期間 10月1日から平成27年3月31日まで(接種期間を過ぎると、市の助成は受けられませんので、ご注意ください)

また、接種委託医療機関については、予診票裏

面をご覧ください。

▷水痘予防接種

■対象者① 生後12カ月から36カ月未満(1、2歳)の人 ※接種回数は2回で、過去に水痘にかかった人は対象外。また、任意接種を受けた人は、既に接種した回数を受けたものと見なします。

■対象者② 10月1日から27年3月31日までに限り、生後36カ月から60カ月未満(3、4歳)の人を定期接種として1回接種します。 ※過去に水痘にかかった人、任意接種を1回でも受けた人は対象外

■通知方法 ①、②の対象者には、水痘ワクチン予防接種予診票を郵送します。接種方法については、同封の文書をお読みください。対象外の人であっても、市が把握できていない場合、通知が届くことがあります。過去に水痘にかかった人と任意接種をした人は、健康福祉課にご連絡ください。

詳しくは、健康福祉課健康推進係(☎・内線1176)まで。

第8回市男女共同参画 フォーラムを開きます



第7回フォーラムの様相(25年11月17日)

市男女共同参画フォーラム実行委員会では、八幡平市が輝く未来へと歩んでいけるよう、市男女共同参画フォーラムを開催します。今回のフォーラムでは、(株)テレビ岩手アナウンサーを講師に招きます。

■日時 11月9日(日)、午後1時から4時まで

■場所 西根地区市民センター

■内容 基調講演(午後1時20分から2時20分まで)、パネルディスカッション、宮古市田老「ゆいとの会」や本市「松ちゃん市場」、お菓子工房「リナハウス」の支援販売会など

■入場料 無料

詳しくは、市役所地域振興課市民協働推進係(☎・内線1143)まで。

市民健康講座に参加し 脳卒中の予防法学ぼう

市は、市民が健やかで、心豊かに生活することを目指し、市民健康講座を開催します。

■日時 10月29日(水)、午後1時半から4時半まで(午後1時から受け付け)

■場所 松尾コミュニティセンター

■内容

▷「脳卒中予防の講話・運動」(講師：コナミスポーツクラブ北上健康運動指導士・岩田素さん)、午後1時半から3時まで

▷「脳卒中予防 いつからやるの?…今でしょう!!」(講師：この神経内科・脳神経外科クリニック紺野敏昭院長)、午後3時から4時半まで

資料の準備などのため、参加希望者は、10月22日(水)までに健康福祉課へ申し込みください。

詳しくは、同課(☎・内線1171)まで。

脳卒中とは…脳の血管が詰まったり、破れたりしたことが原因で、血流が悪くなり、突然の意識障害や運動障害を起こす病気です。県内では年間約3,000人が発症しています。また、介護が必要になった原因で最も多いのが脳卒中で、「介護を要する人の5人に1人が脳卒中を原因としている」という国の調査結果があります。

10月16日から21日まで 行政相談所開設します

10月20日から26日までは、行政相談週間です。総務省では、医療保険や雇用、年金など、さまざまな分野での役所への要望や困っていることについて相談に応じ、その解決を促すため、行政相談を行っています。

この週間に合わせ、10月16日(木)から21日(火)まで、行政相談委員が行政相談所を開設します。相談は無料で、秘密は守られます。

■日時と場所

【西根地区】担当：工藤昭二さん(工藤さんは、日戸久雄さんと交代し、10月1日から行政相談委員として活動されています)

▷10月20日(月)、午前9時半から正午まで(西根地区市民センター)

【松尾地区】担当：高橋京一さん

▷10月20日(月)、午前9時半から正午まで(松尾総合支所地域振興課)

▷10月21日(火)、午前9時から正午まで(旧谷地中分館)

▷10月21日(火)、午後1時から午後4時まで(旧新田分館)

【安代地区】担当：佐藤源嗣さん

▷10月16日(木)、午前9時半から正午まで(畑コミュニティセンター)

▷10月17日(金)、午前9時半から正午まで(安代総合支所)

▷10月20日(月)、午前9時半から正午まで(浅沢コミュニティセンター)

詳しくは、【西根地区】総務課行政係(☎・内線1223)、【松尾地区】松尾総合支所地域振興課(☎・内線2109)、【安代地区】安代総合支所地域振興課(☎・内線3122)または総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)をご覧ください。

一定面積を超える土地 取引には届け出が必要

一定面積以上の土地取引(売買や交換など)を行った場合、国土利用計画法に基づき、土地を取得した人が、契約を結んだ日から2週間以内に市役所に届け出なければなりません。

■届出が必要な土地取引の面積

▷都市計画区域内の場合 5,000平方メートル以上

▷都市計画区域外の場合 10,000平方メートル以上

詳しくは、市長公室総合政策係(☎・内線1217)まで。

認知症介護についての 情報交換会を行います

「八幡平市認知症の人と家族の会」では、認知症の人を介護している、または介護していた家族で、認知症介護に悩んでいる人や同じ立場の仲間が欲しい人を対象に、情報交換会「認知症介護家族のつどい」を開催します。

■日時 10月31日(金)、午後1時半から3時まで

■場所 西根地区市民センター

■参加費 無料

詳しくは、地域包括支援センター(☎・内線1184)まで。